

仕 様 書

- 1 業 務 名 彦島終末処理場他消防設備保守点検業務
- 2 実施場所
 - (1) 彦島処理区
 - ア 彦島終末処理場 下関市彦島福浦町一丁目 2 8 番 3 1 号
 - イ 江の浦中継ポンプ場 下関市彦島江の浦町一丁目 1 番 1 号
 - ウ 本村中継ポンプ場 下関市彦島本村町三丁目 1 番 1 号
 - エ 福浦中継ポンプ場 下関市彦島福浦町一丁目 8 番 9 号
 - オ 西山中継ポンプ場 下関市彦島迫町二丁目 7 番 1 3 号
 - カ 南風泊中継ポンプ場 下関市彦島西山町四丁目 1 番 7 8 号
 - キ 田の首中継ポンプ場 下関市彦島田の首町一丁目 1 1 番 9 号
 - ク 弟子待中継ポンプ場 下関市彦島弟子待町二丁目 1 3 番 1 0 号
 - (2) 筋ヶ浜処理区
 - ア 筋ヶ浜終末処理場 下関市伊崎町二丁目 2 1 番 1 号
 - イ 第 3 中継ポンプ場 下関市上新地町五丁目 1 番 1 3 号
 - ウ 伊崎中継ポンプ場 下関市伊崎町一丁目 4 番 3 0 号
 - エ 筋川中継ポンプ場 下関市筋川町 2 3 番 3 2 号
 - オ 筋ヶ浜中継ポンプ場 下関市筋ヶ浜町 1 2 番 1 3 号
 - カ 竹崎中継ポンプ場 下関市竹崎町四丁目 5 番 2 6 号
 - (3) 山陰処理区
 - ア 山陰終末処理場 下関市大字垢田字洞の上
 - イ 武久中継ポンプ場 下関市武久町二丁目 2 4 番 1 6 号
 - ウ 宮の下中継ポンプ場 下関市幡生宮の下町 2 7 番 1 6 号
 - エ 綾羅木中継ポンプ場 下関市古屋町二丁目 1 3 番 1 0 号
 - オ 吉見中継ポンプ場 下関市吉見本町一丁目
 - (4) 山陽処理区
 - ア 山陽終末処理場 下関市乃木浜二丁目 2 1 9 2 番地
 - イ 王喜中継ポンプ場 下関市木屋川南町四丁目 9 0 9 番地 1
 - ウ 小月排水ポンプ場 下関市大字清末字大新田川向の七
 - オ 小月啓作排水ポンプ場 下関市小月南町 1 2 3 6 番地
 - (5) 蓋井島漁港漁業集落排水
 - ア 蓋井島漁港漁業集落排水処理施設 下関市大字蓋井島字筏石 355-1
- 3 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

- 4 業務概要 消防法第17条の3の3及び同施行規則31条の6の規定に基づき、かつ「昭和50年消防庁告示第14号」及び「平成16年消防庁告示第9号」に定めるところにより消防設備の点検を行う。
- (1) 実施予定
- | | | |
|--------|-------|----|
| ア 機器点検 | | 8月 |
| イ 総合点検 | | 2月 |
- (2) 対象設備
- 別紙2「防火対象物一覧」、別紙3「消防用設備一覧」のとおり
- 5 提出書類
- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 点検結果報告書（機器点検） | 2部（処理区別） |
| (2) 点検結果報告書（総合点検） | 2部（処理区別） |
| (3) 業務完了届 | 1部 |
- ア 業務名
イ 契約日
ウ 契約期間
エ 契約額
オ 完了年月日
カ 請求額
- (4) その他発注者が指示するもの
- ※業務完了届は、機器点検及び総合点検完了後に延滞なく提出するものとし、委託料については、提出された業務完了届に基づく検査に合格した後、各点検毎に支払うものとする。
- 6 注意事項
- (1) 不活性ガス消火設備は、試験用ガスボンベを用意し放出試験を行うこと。
- (2) 消火器（車載式大型の物を除く）については劣化、動作不良と判断されるものは適宜取替・薬剤詰替等必要な措置を講じること。
また、新規取替・薬剤詰替の数が著しく多い場合については、別途協議を行う。
- (3) 消火器の放射能力確認については、製造年月日が古い物から行うこと。
- (4) 消火器で製造年から10年を超える物については、蓄圧式消火器へ取替えること。
- (5) 消火栓ホースで製造年から10年を超える物については、ホース耐圧試験を行うこと。また、前回のホース耐圧試験より3年を経過する物についても実施すること。
- (6) 業務の履行に当たり、関係法令を遵守し、安全管理に務めること。また、発注者と事前に十分な打ち合わせを行うこと。

- (7) 処理場及びポンプ場の運転等に支障を与えないこと。
- (8) 業務に必要な機材等は、受注者の負担とする。
- (9) 業務で発見された不具合（劣化・損傷・汚損等）が原因で、本来の機能・性能を発揮しない恐れがある場合や正常な機能・性能維持が困難と判断される場合、ただちに発注者へ報告するとともに、その対応について協議すること。
- (10) 業務の履行に当たり発注者に損害を与えた場合は、受注者の責任において、これを保障しなければならない。
- (11) 誘導灯バッテリー等の簡易な部品取替えは本業務に含むこととし、その取替部品は発注者から支給するものとする。
- (12) その他、必要と思われる書類・報告書については、発注者の指示に従い、速やかに提出すること。
- (13) 仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、双方協議のうえ定めるものとする。